



#### 人事・労務に役立つ NEWS LETTER

# きりん通信No.33

### 発行:きりん人事労務管理事務所

〒333-0823 埼玉県川口市石神239-30

TEL 048-452-4590 FAX 048-452-4509 e-mail: m.miyazawa@sr-kirin.jp



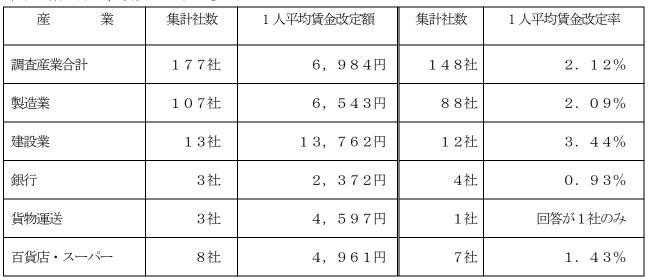
#### 【●●●● 産業別 労働者 1 人平均賃金改定額(率)

中央労働委員会は昭和27年以降毎年「賃金事情等総合調査」を行っています。 平成30年4月27日 前年度の賃金改定(昇給・降給)の統計が公開されました。

調査期間は平成28年7月~平成29年6月

※こちらの調査は原則として大企業を対象として、220社の回答を集計したものです。

中小企業の方が、頑張ってるかもしれませんね!!



賃金事業総合調査の概要はこちらのURLで様々な角度から統計データを公表しています。ご興味のある方はご覧下さい。 http://www.mhlw.go.jp/churoi/chingin/

#### 厚生労働省が公表するブラック企業リスト

●厚生労働省では、平成29年5月から、「労働基準関係法令違にかかる公表事案」として企業名をインターネット上などに公表しています。一般的に「ブラック企業リスト」と呼ばれています。

平成29年4月から平成30年3月公表企業名が4月20日に公表されました。

埼玉労働局管内では、安全衛生法違反による書類送検が目立ちました。一例を挙げると・・・

- ●フォークリフトの無資格運転 ●高さ24mの箇所で作業床を設けず作業 ●フォークリフトの用途以外使用
- 事実と異なる労働災害の報告をした(千葉県)●山止めを怠る1.5m以上の掘削(千葉県)

どれも軽視されがちな違反と言えるかもしれませんが、書類送検の対象となっています。皆様も今一度気を引き締めて法 令遵守で安全作業を心がけて下さい。この他、36協定違反は毎回多数の事案が公表されています。

※ こちらのURLから全国の公表事案をご覧頂けます。 http://www.mhlw.go.jp/kinkyu/dl/170510-01.pdf



## おしらせ

平成30年4月(5月納付分)から、「子ども・子育て拠出金率」が改定となります。

#### 1,000 分の 2.3(0.23%) ⇒ 1,000 分の 2.9(0.29%)

厚生年金保険の被保険者を使用する事業主の方は、児童手当等の支給に要する費用の一部として子ども・ 子育て拠出金を全額負担することになります。 扶養するお子様の有無にかかわらず全ての被保険者の標準 報酬月額に対して計算します。全額事業主負担となりますので、給与計算には影響ありませんが、社会保険料 の納付額が変わりますのでご注意下さい。

#### ましませ 協会けんぽ 健康保険被扶養者資格の確認 - マイナンバー確認作業同時実施

協会けんぽでは、高齢者医療制度における納付金及び保険給付の適正化を目的 に、健康保険の被扶養者となっている方が、現在もその状況にあるかを確認するた め、毎年度、被扶養者資格の再確認を実施しています。

平成30年度は、これに加えて、被扶養者及び70歳以上の被保険者のうち、協会 けんぽが管理している基本情報と住民票の情報が相違している等の理由から、マイ ナンバーの確認ができない方について、マイナンバーの確認作業を同時に実施する とのことです。



平成 30 年6月上旬より、順次、「被扶養者状況リスト」、「マイナンバー確認リスト (マイナンバーが未登録となっている方がいる場合)」を、各事業主に送付するとのことです。

提出期限は、被扶養者状況リストが平成30年8月17日、「マイナンバー確認リスト」は平成30年6月29日と なっています。

- 重要♥ 社会保険事務にかかる書類作成等をきりん人事労務管理事務所にご依頼頂く場合、全ての書類 を直接当事務所宛郵送とする為には、同封の「決定通知書等の別送申請書をご提出下さい。
- ★ 平成30年5月以降は、雇用保険被保険者資格取得届などのマイナンバーの記載が必要な届出等について、マイナンバー の記載がない場合には、返戻する場合があるとのことです。不明点があれば、気軽にお尋ねください。

お仕事 カレンダー

5/31

- 5/10 一括有期事業開始届の提出(建設業) 主な対象事業:概算保険料160万円未満で、かつ請負金額が1億8,000万円未満の工事
  - 4月分の源泉所得税、住民税特別徴収税の納付

5/15 障害者雇用納付金の申告と納付期限

- 4月分健康保険料・厚生年金保険料の納付
- 自動車税の納付(条例で定める日まで)
- 3月決算法人の確定申告と納税・9月決算法人の中間申告と納税(決算応当日まで)
- 6月・9月・12月決算法人の消費税の中間申告(決算応当日まで)
- ◆人生とは自転車のようなものだ。倒れないようにするには走らなければならない。◆ 私も自分の事を「マグロ」のようだと思ったことがあります。マグロはずっと泳いでないと死んでしまうんですよね。 この言葉を見つけて、きっとみんな同じなんだなぁ、と嬉しくなって今月の名言に書かせて頂きました。

1879 年~1955 年にかけて活躍されたノーベル物理学賞受賞者 アインシュタインの名言でした。